

高齢者・障害者・子育て世帯等（裁量階層）の入居に伴う事務取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）及び浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例第73号）に基づき、特に居住の安定を図る必要がある高齢者・障害者・子育て世帯等（以下「裁量階層」という。）の入居事務取扱いについて必要な事項を定める。

第2条

（対象者）

第2条 裁量階層は次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 入居者又は同居者が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5の1級から4級であること。
- (2) 入居者又は同居者が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に相当する程度の精神障害者であること。
- (3) 入居者又は同居者の障害の程度が児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された者又は同程度の障害に相当すると認められる知的障害者であること。
- (4) 入居者又は同居者が戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であること。
- (5) 入居者又は同居者が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者であること。
- (6) 入居者又は同居者が、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの。
- (7) 入居者が、平成18年4月1日前に50歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが平成18年4月1日前に50歳以上又は18歳未満の者である場合
- (8) 入居者又は同居者が、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である場合

(9) 同居者に中学校就学前の者がある場合

(対象者であることの証明)

第3条 前条の入居者資格を有する者であることの証明は、次の表の左欄に掲げる前条各号の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる証明書等によるものとする。

前条各号の区分	証明書等
第1号	福祉事務所長の証明書又は身体障害者手帳
第2号	福祉事務所長の証明書又は精神障害者保健福祉手帳等
第3号	福祉事務所長の証明書又は療育手帳
第4号	静岡県援護事務所管(部)課長の証明書又は戦傷病者手帳
第5号	医療特別手当証書又は特別手当証書
第6号	静岡県援護事務所管(部)課長の証明書又は引揚証明書
第7号	戸籍又は住民票の謄本
第8号	ハンセン病療養所長若しくは国公立医療機関の長の証明
第9号	戸籍又は住民票の謄本

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認める証明書にあっては、これを前項に規定する証明書とみなす。

(入居後の管理運営)

第4条 裁量階層として入居した者が、対象者の死亡、転出、中学校就学等によりその資格を失ったときは、一般世帯として取り扱うものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、公営住宅法、浜松市営住宅条例および浜松市営住宅条例施行規則に基づき運営するものとする。

附 則

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年11月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年度2月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第1項第7号の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。